

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令 (法務二)
- 供託規則の一部を改正する省令 (同三)
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (厚生労働二四)

(告 示)

- 財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件 (総務九三)
- 健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件 (同九四)
- 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件 (同九五)
- 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件 (経済産業三三)
- 昭和六十一年建設省告示第八百五十九号等の一部を改正する件 (国土交通四四七)
- 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (同四四八)
- 道路に関する件 (東北地方整備局五六〇五八)
- 都市計画に関する件 (関東地方整備局六三)

(官庁報告)

- 道路に関する件 (中部地方整備局三〇〇三五)
- 都市計画に関する件 (近畿地方整備局五〇〇)
- 道路に関する件 (同五一)
- 道路に関する件 (中国地方整備局二五〇二九)
- 道路に関する件 (九州地方整備局四三、四四)
- 道路に関する件 (北海道開発局三三〇四一)
- 道路に関する件 (沖縄総合事務局一四、一五)

勞 働

最低工賃の改正決定に関する公示
(福島労働局最低工賃公示一)

国 家 試 験

第十三回紛争解決手続代理業務試験合格者(厚生労働省)
平成三十年度弁理士試験に係る委員等(工業所有権審議会)

(公 告)

諸 事 項

- 裁判所 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第三号第一項に定める通行方法(西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、首都高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、平成三十年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、日本弁護士連合会懲戒の処分関係)
- 地方公共団体 行旅死亡人、特定空家等の除去命令
- 関係 会社その他 会社決算公告

省 令

○ 法務省令第二号

任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月十六日 法務大臣 上川 陽子

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令(平成十二年法務省令第九号)の一部を次のように改正する。

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令(平成十二年法務省令第九号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月十六日 法務大臣 上川 陽子

<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p>	<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p>
---	---

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

<p>改 正 後</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [155 略] 支配人その他登記のある代理人によつて前条第二号の規定による払渡しの請求をする場合には、 6 において、その者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、当該請求については、第二十七条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 7 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [略] 2 支配人その他登記のある代理人によつて第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第四項の規定にかかわらず、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [同上] 「項を加える。」 6 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [同上] 「項を加える。」</p>
--	--

法務大臣 上川 陽子